

目指そう 職場の金メダル

安全・健康両面で経験豊かなコーチには

労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント

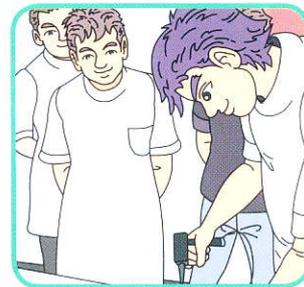
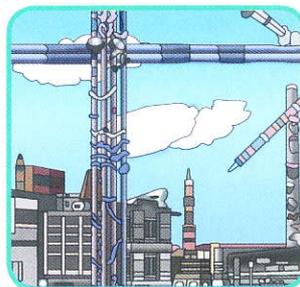
事業場の安全衛生の改善計画作成には、
労働安全衛生法第80条に基づく
労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる
安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。事業場の安全衛生診断を行い、安全衛生の改善計画の作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

こんな時に

労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントの活用を!

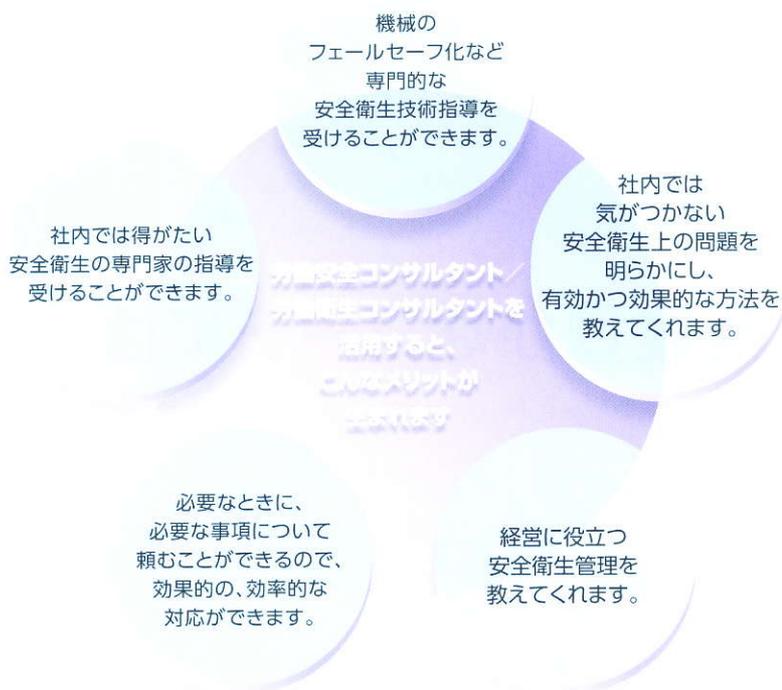
- 労働災害が発生したとき、再発防止対策をたてる時
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をする時
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行う時
- 機械設備や作業環境の改善を行う時
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要な時
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をする時
- 安全衛生管理活動を活発にしようとする時
- 健康診断や作業環境測定に関する時



労働安全衛生法第88条第1項による届出の免除

免除認定の申請には、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価と監査が必要となります

リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所（建設業の場合は店社）が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度（法88条第1項ただし書き）については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店社が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していることを労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。



CSP 労働安全コンサルタント、COH/CIH 労働衛生コンサルタントとは?

CSP労働安全コンサルタント

* CSP(Certified Safety Professional Consultant)

COH労働衛生コンサルタント (保健衛生)

* COH(Certified Occupational Health Consultant)

CIH労働衛生コンサルタント (労働衛生工学)

* CIH(Certified Industrial Hygiene Consultant)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度の専門家です。

グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会の推進している労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証として評価された称号です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(CPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考になさって下さい。

現場パトロールにおける「複数診断」の効果

A社(社員数30名)は、「造園土木・設計・施工・管理」「外構工事」「樹木リサイクル」「堆肥製造販売」などを専門に行なっています。

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会・B支部は、C社より、A社が施工する「D団地遊園施設整備工事」について全4回の現場安全診断の依頼を受けました。

C社の特記仕様書には「重点点検工事なので、当工事関係者以外の第三者機関である(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会B支部に依頼をすること」が要求事項となっており、(一社)日本労働安全コンサルタント会・B支部のE労働安全衛生コンサルタントのチームを派遣することになりました。

安全衛生管理上の問題点と取組み

「C社の点検項目」に従い、パトロールと関係書類の確認を行いました。主な指摘内容は次の通りとなりました。

【安全管理上の問題】

- ①「施工計画書」はC社に「提出済み」との口頭報告のみであった。
- ②少人数の現場だが、「KYの有無」が実施されていない。
- ③自社の持ち込み「電工ドラム」にケーブルの損傷がある。
- ④車両系建設機械の「作業計画書」が確認できない。
- ⑤車両系建設機械の「作業開始前・月次・年次点検記録」の提示がない。
- ⑥「特定建設作業」の届出は、「済み」と話されたが、「控」の提示がない。
- ⑦産業廃棄物処理は、最終処分先「E票」の提示がないが、会社にあると回答。
- ⑧墜落時保護用のヘルメットはよいが、「あごひも」がゆるい。
- ⑨警備員「新規入場者教育」の実施記録がない。
- ⑩「施工体制台帳」が未完である。

「複数診断」のメリット

E労働安全衛生コンサルタントのチームでの「複数診断」は、単独診断では、気づかない点も多く散見され、大変効果的な診断で、メリットを感じました。

複数診断で散見された「安全管理上の問題点」については、

今回の現場安全診断までに対策に取組むことや、店社(本社)の管理体制も気になるので、今回は、「安全衛生推進者」の出席をお願いしました。A社のF代理人からは「指摘事項に取組みます。本社から、安全衛生推進者を次回、参加させます」と、明るい表情で回答をいただいた。

帰り際にA社のF代理人は「僕は平成元年生まれで、まだ安全のことは、勉強不足ですので、もっと指導してください」と素直な心境を述べられました。

「前回指摘の対策」について

本社から「安全衛生推進者」も出席され、次記の通り「前回の指摘事項の対策」の説明を受けました。

- ①「施工計画書」「施工体制台帳」「新規入場者教育」など記録の確認。
- ②「熱中症の危険」「埋設物の破損」を挙げ、対策を協議。
→F代理人は「WBGT計」の携行、作業員は「空調服」の着用をしていた。
- ③車両系建設機械の「作業計画書」「作業開始前・月次・年次点検記録」の確認。
- ④産業廃棄物処理は、最終処分先「E票」の確認。
- ⑤現場事務所はないが、記録類の提示もしっかりしていた。

F代理人をはじめ作業員の「ほのぼのとした表情」には、会社の「安全衛生管理体制」が構築されていると感じられました。

これからの展望

最近の社会的問題となった新聞記事を見ると実に情けないトラブルが多発している。その原因を集約すると、「安全衛生委員会」と「災害防止(安全衛生)協議会」、この二つの会議が機能していないことにもあるのではないのでしょうか。

これからは「労働安全衛生法」を順守し、形だけではなく、労働安全衛生コンサルタント・産業医の意見も十分に反映されていくことを期待します。



労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)についてのご相談は

労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントに

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)は労働災害の防止に役立ち、職場のリスクを減少させるものでなくてはなりません。平成30年3月にはISO45001も発行され、これに伴いJISQ45001,45100も発行されました。更には国のMS指針もこれに対応すべく一部改正されました。

このためには、システム構築とパフォーマンスの向上について専門家である労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの指導が最適です。

構築指導、リスクアセスメント、内部監査、外部評価などなんなりとご下命下さい。

守秘義務

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。具体的にはもよりの支部にご相談下さい。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F
TEL 03-3453-7935 FAX 03-3453-9647
http://www.jashcon.or.jp E-mail info@jashcon.or.jp

労働安全衛生法第87条に基づき設立されたわが国唯一の団体です(昭和58年4月創立)。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを会員として構成されています(約2,600名)。47都道府県に支部があります。

労働安全衛生コンサルタント制度推進月間実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが労働大臣(当時)に最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心に、事業として「労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開しています。この機会に、みな様の職場における安全衛生の改善計画にぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

実施時期

推進月間 毎年6月1日から6月30日

準備月間 毎年4月1日から5月31日

後 援

厚生労働省

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業木材製造業労働災害防止協会

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

全国社会保険労務士会連合会

公益社団法人 日本技術士会

独立行政法人 労働者健康安全機構

公益財団法人 全国労働基準関係団体連合会

一般社団法人 日本ボイラ協会

一般社団法人 日本クレーン協会

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

公益社団法人 産業安全技術協会

一般社団法人 仮設工業会

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本作業環境測定協会

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

実 施 者

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

本会都道府県各支部

会員：労働安全コンサルタント

労働衛生コンサルタント



JASHCON

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 5F

TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647

<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : info@jashcon.or.jp

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。